



行政改革の方針まとまる

市では、本市の行政運営の改革を推進するため、市民代表による「小田原市行政改革推進委員会」及び庁内組織としての「行政改革推進本部」を設置して、本市行政の各分野にわたって調査研究を進めてきました。

その結果、行政改革推進委員会からは昨年九月の第一次答申に引き続き、十二月に第二次答申としてその具体的な指針が示されました。この答申の内容は本紙一月号で紹介しましたので、お読みになったことと思います。

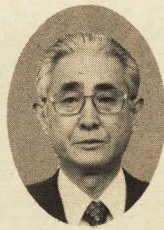
市ではこれらの答申や調査研究に基づいて、行政改革大綱の策定を進めてきましたが、この度「小田原市行政改革の方針」としてまとまりましたので、今月号ではその全文を紹介いたします。

今後市では、この方針に基づいて、行政改革の諸施策を実施してまいりますので、みなさんのご理解とご協力を願います。

策定にあたって

小田原市長

山橋敬一郎



本市は、昭和四十年代後半のオイルショックによる財政危機を回避するため、昭和五十年に行政緊急対策本部を設置してこの事態に対処するとともに、昭和五十二年にはこれを改組強化して小田原市行政研究委員会とし、以来今日まで行政全般にわたって事務事業の見直し及び組織・機構の簡素効率化を図ってきたところであり、

「高齢化」、「情報化」、「国際化」、「技術革新」等の行政課題に対応し、二十一世紀における本市の活力ある発展を図ってまいりたいと考えるものであります。

このため、市民及び職員のみならずの幅広いご支援を必要といたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

21世紀を目指した 活力あるまちづくりのために

小田原市行政改革の方針の構成

- I 本市行政改革の基本的な考え方
- II 改善の方策
 - 〔行政サービスの適正化〕
 - 1 各種事務事業の見直し
 - 2 補助金交付の適正化
 - 3 外部委託の推進
 - 4 O A機器導入の推進
 - 5 受益と負担の適正化
 - 〔給与と職員定数の適正化〕
 - 1 給与の適正化
 - 2 職員定数の適正化
 - 3 職員の資質向上と職員参加の推進
 - 〔組織の簡素化と運営の活性化〕
 - 1 機構等の再編整備
 - 2 支所機能等の見直し
 - 3 審議会等の統廃合等
 - 4 外郭団体の見直し
 - 〔民間活力の導入と市民参加の方策〕
 - 1 民間活力の導入
 - 2 市民参加の方策
- III 今後の財政運営
 - 1 計画行政の円滑な推進
 - 2 地域経済の活性化による自主財源の確保
 - 3 義務的経費の抑制
 - 4 基金制度の充実
 - 5 特別会計・企業会計の経営の健全化
- IV 国・県に対する要望事項
 - 1 国に対する要望事項
 - 2 県に対する要望事項

「むすび」

以下お知らせ版の2、3面に続きます

行政改革の方針についてはお知らせ版2、3面もご覧ください

本市行政改革の基本的な考え方

(1) 二十一世紀を目指し、多様化する行政需要に対処する。行政と市民の役割分担あるいは受益者負担の考え方について、市民の理解と協力を得るよう努力する。

(2) 市民の自主的な活動の確保に努力する。

(3) 今後ますます複雑化する行政需要に対処するため、国・県の関与や組織、職員定数等の必要規制及び行政の多重構造等については、是正、緩和の働きかけを関係団体と協同して強力に行い、地方分権の確立に努める。

(4) 自治体の行政改革を進める上で制約を受けている国・県の関与や組織、職員定数等の必要規制及び行政の多重構造等については、是正、緩和の働きかけを関係団体と協同して強力に行い、地方分権の確立に努める。

(5) 自治体の行政改革を進める上で制約を受けている国・県の関与や組織、職員定数等の必要規制及び行政の多重構造等については、是正、緩和の働きかけを関係団体と協同して強力に行い、地方分権の確立に努める。

改善の方策

(1) 常に納税者である市民の立場に立って、限られた財源の効果的な運用を心掛け、更にコスト意識を一層徹底させるなど職員の意識改革を図りつつ、効率的な行政の運営に努める。

行政サービスの適正化

社会情勢の変化に伴い、複雑かつ多様化する行政需要に対処するため、市民文化施設等の活用を図る。

常盤木門の内部改修を行い、市民文化施設としての活用を図る。

競輪事業において、車券発売業務の機械化を推進する。

秩序あるまちづくりを推進するため、県から開発行為の許可事務の権限移譲を受ける。

一部で減少傾向にある公立保育所の定員の見直しを行う。

交通災害共済制度について、社会情勢を見極めながら、その在り方を検討する。

公・私立の保育所及び幼稚園の今後の在り方について、総合的に検討する。

軽費老人ホームあしがかり荘の今後の在り方について検討する。

高速化学処理場業務を合理化する。

市有施設の有効利用の観点から、小・中学校の空き教室を地域活動の場として活用する。

一部で実施している幼稚園の給食について、当該地域住民の理解を得ながら廃止を検討する。

市が行っている各種団体等の事務局事務を見直し、当該団体等の自立を促進する。

〔注〕本文中「当面の主な措置事項」とは、向こう三箇年程度で実施する事項で当(昭61.2.52)へお問合わせください。

なお、行政改革については、企画政策課行政改革担当(☎1252)へお問い合わせください。

(1) 各種事務事業の見直し

各種事務事業については、公平性、効率性等の観点から恒常的に見直しを行い、新たな行政需要への対応を図る。

◆当面の主な措置事項

職員が行っている市民相談業務のうち、一般相談の一部を非常勤嘱託で行う。

国民健康保険料、清掃手数料等の収納方法については、市民の利便性に配慮し、口座振替方法を活用するよう努める。

◆中・長期的に取り組み事項

行政施策の選択基準と行政効果の測定方法を検討する。

事務指導の統一と事務改善の基礎的な資料とするため、執務指導書を作成する。

市全体の業務委託の進捗よく状況を勘案しながら、運転手付き供用車を段階的に廃止する。

交通災害共済制度について、社会情勢を見極めながら、その在り方を検討する。

公・私立の保育所及び幼稚園の今後の在り方について、総合的に検討する。

軽費老人ホームあしがかり荘の今後の在り方について検討する。

高速化学処理場業務を合理化する。

市有施設の有効利用の観点から、小・中学校の空き教室を地域活動の場として活用する。

一部で実施している幼稚園の給食について、当該地域住民の理解を得ながら廃止を検討する。

市が行っている各種団体等の事務局事務を見直し、当該団体等の自立を促進する。

阿部さんに長寿祝金

百二歳の誕生日に市長が訪問

本市で、二番目の長寿者 二十一日、百二歳の誕生日を市の中村原四二番地にお住 迎えたことから、この日に市 長の阿部スイさんが、一月 長が阿部さん宅を訪ねて、



市長から阿部スイさんに長寿祝金が贈られました

に、毎年誕生日に祝金として 十万円を贈呈しておりますが、 当日は、市長が「寿」と書か れた祝状を読みあげて、多年 にわたり社会に貢献したご勞 苦に感謝をして祝金を贈りま した。

阿部さんは、明治十七年一 月二十一日の生まれで、現在 娘さん(四女)ご家族と一緒 老人福祉をはかることを目的 に暮らしています。

明るい選挙書道作品

優秀作品は20点

作品を市役所2階ロビーに展示

市選挙管理委員会では、市 七回目を数え、十九校から千 内小学校五年生を対象に、「き れいな選挙」や「明るい選挙」 等の標語を見たり、書いたり することによって、小さい時 点、佳作作品四十点が選ばれ ました。

この作品募集は、今年度で 作品は次のとおりです。

市選挙管理委員会では、市 七回目を数え、十九校から千 内小学校五年生を対象に、「き れいな選挙」や「明るい選挙」 等の標語を見たり、書いたり することによって、小さい時 点、佳作作品四十点が選ばれ ました。

安全性を再点検しよう

建築物防災週間

3月7日~13日

三月七日から十三日まで、 「建築物防災週間」が全国一 斉に実施されます。

毎年、火災・地震・がけ崩 れ等の災害により建築物の被 害はもとより、多くの人命が 失われていきます。

あなたの所有・管理してい る建築物には、次のようなこ とはないか一度「建築物の健 康診断」をしてみましょう。

◎建築物の利用状況からみて 廊下、階段、出入口などの 避難施設が不足しているよ うなことはないですか。

◎増築、改築したり、使い方 が変わったりして、当初の 安全性が低下しているよう なことはないですか。

◎安全を確保するためのいろ 々な施設などが、年を経る につれて機能が低下してい るようなことはないですか。

◎火災の時、避難を確実にす る通路・階段その他防災のた めの設備などが、いざとい うとき確実に使用できない ようなことはないですか。

◎この期間中に、国・地方公 共団体の関係機関におい て各種の行事が行われますが、 本市でも旅館、ホテル、百貨 店及びデパートなどの不特定 多数の人が利用する特殊な建 築物を対象に防災査察を実施 する予定です。

◎問い合わせ 建築指導課 ☎1433

現在加入している交通災害 共済は、三月三十一日で共済 期間満了となるのでお知らせ します。

万一の交通事故に備えて、 是非、継続加入しましょう。

未加入の方にも加入される ようお勧めします。

◎加入は簡単………

◎自治会が一括とりまとめて います。

◎安全対策課交通共済係 窓 口十五番 または各支所・ 連絡所でも扱っています。

3月は更新月です

交通 共済に継続加入を

十六歳未満百二十円
○見舞金は………
●死亡のときは九十万円
●一年以上の治療を要すると きは二十万円
●六か月以上の治療を要する ときは十二万円
●三か月以上の治療を要する ときは六万円
●一か月以上の治療を要する ときは二万円
●一週間以上の治療を要する ときは一万円
○見舞金の請求期間は事故に 遭った日から二年以内です。

一年間、十六歳以上三百円

○掛金は………

下水道事業受益者負担金

納期限 3月31日(月)
◎負担金は納期限内に納めましょう

第4期分

親子で語ろう交通ルール

新入学・入園児に多い事故



新学期まであとわずか。新 入学児や新入園児をお持ちの ご家庭では、準備に忙しいこ とでしょう。

お子さんの入学・入園に当 たって忘れてならないことの 一つに、交通ルールのしつけ があります。毎年、新学期に は児童の交通事故が目立ちま すので、入学を前に、正しい 交通ルールをもう一度親子で よく話し合ひましょう。

今までは比較的、家の近所 で遊んでいた子どもたちも、 学校に通うようになると、そ の行き帰りをはじめ、新しい

友だちができるなどして行動 範囲は次第に広がっていきま す。ここで気を付けなければ ならないのが交通事故です。

昨年一年間に本市で発生し た交通事故は別表のとおりで すが、子どもの人身事故はか かりの割合を占めています。

子どもの交通事故で一番多 いのは、いわゆる飛び出しで す。子供を交通事故から守る ためには、まず次のよう な子どもの行動性を十分理解 する必要があります。

○子どもは一つのことに注意 が向くと、周りのものは目 に入らなくなる。

○子どもは「あぶないよ」と か、「注意しないよ」とい うような抽象的な言葉だけで はよく理解できない。具 体的な行動を通じて理解さ せる必要がある。

○子どもは大人や年上の子の まねをする。

○子どもの視点は大人よりも 低く、駐車中の車などがあ る場合、大人は先を見通せ ても、子どもには見えない ことがある。

○子どもは自転車を利用させ る場合は、子どもの年齢、 体力、能力などを考えて体 に適した自転車を選び、また、 乗る場合は必ず点検するよ うに指導していただきたいと思 います。

○子どもは「あぶないよ」と か、「注意しないよ」とい うような抽象的な言葉だけで はよく理解できない。具 体的な行動を通じて理解さ せる必要がある。

○子どもは大人や年上の子の まねをする。

○子どもの視点は大人よりも 低く、駐車中の車などがあ る場合、大人は先を見通せ ても、子どもには見えない ことがある。

○子どもは自転車を利用させ る場合は、子どもの年齢、 体力、能力などを考えて体 に適した自転車を選び、また、 乗る場合は必ず点検するよ うに指導していただきたいと思 います。

○子どもは「あぶないよ」と か、「注意しないよ」とい うような抽象的な言葉だけで はよく理解できない。具 体的な行動を通じて理解さ せる必要がある。

○子どもは大人や年上の子の まねをする。

○子どもの視点は大人よりも 低く、駐車中の車などがあ る場合、大人は先を見通せ ても、子どもには見えない ことがある。

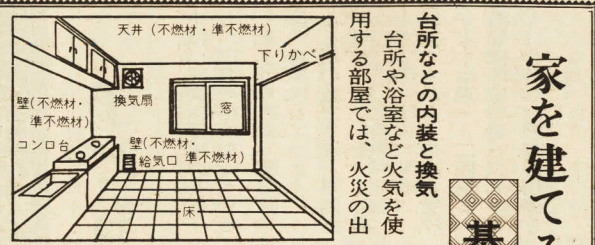
○子どもは自転車を利用させ る場合は、子どもの年齢、 体力、能力などを考えて体 に適した自転車を選び、また、 乗る場合は必ず点検するよ うに指導していただきたいと思 います。

○子どもは「あぶないよ」と か、「注意しないよ」とい うような抽象的な言葉だけで はよく理解できない。具 体的な行動を通じて理解さ せる必要がある。

○子どもは大人や年上の子の まねをする。

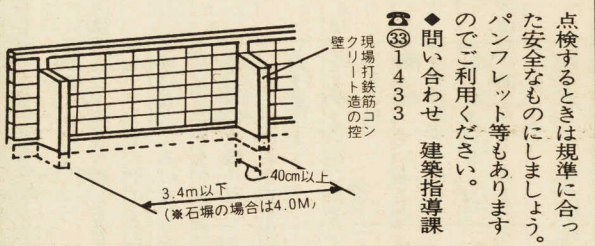
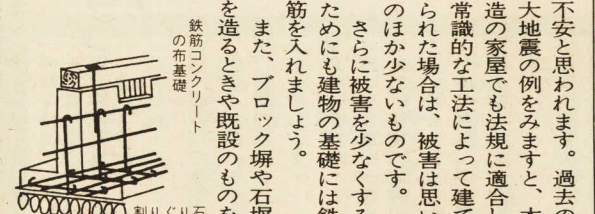
○子どもの視点は大人よりも 低く、駐車中の車などがあ る場合、大人は先を見通せ ても、子どもには見えない ことがある。

○子どもは自転車を利用させ る場合は、子どもの年齢、 体力、能力などを考えて体 に適した自転車を選び、また、 乗る場合は必ず点検するよ うに指導していただきたいと思 います。



家を建てるときの基礎知識④

火場所となることが多いも のです。そのため室内の天 井や壁は燃えにくい材料を 使用しなければなりません。 また火気を使用しますと、 室内の空気が悪くなります ので換気扇等や換気、換気 が十分できるようにする必 要があります。



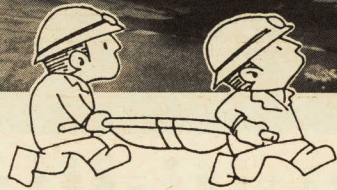
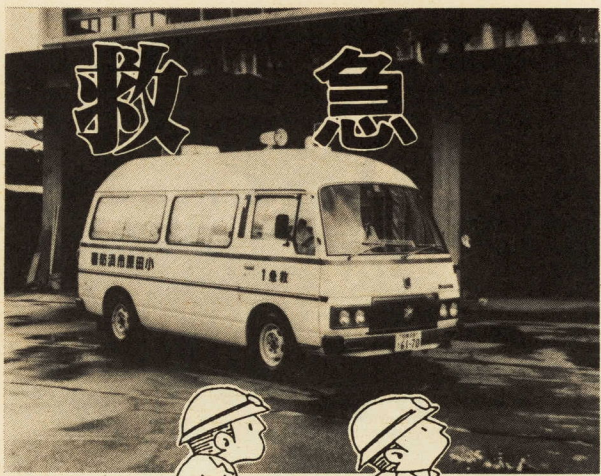
小田原競輪

開催に伴う周辺道路 総合交通規制日

3月
7日(金)
8日(土)
9日(日)
10日(月)
11日(火)
12日(水)

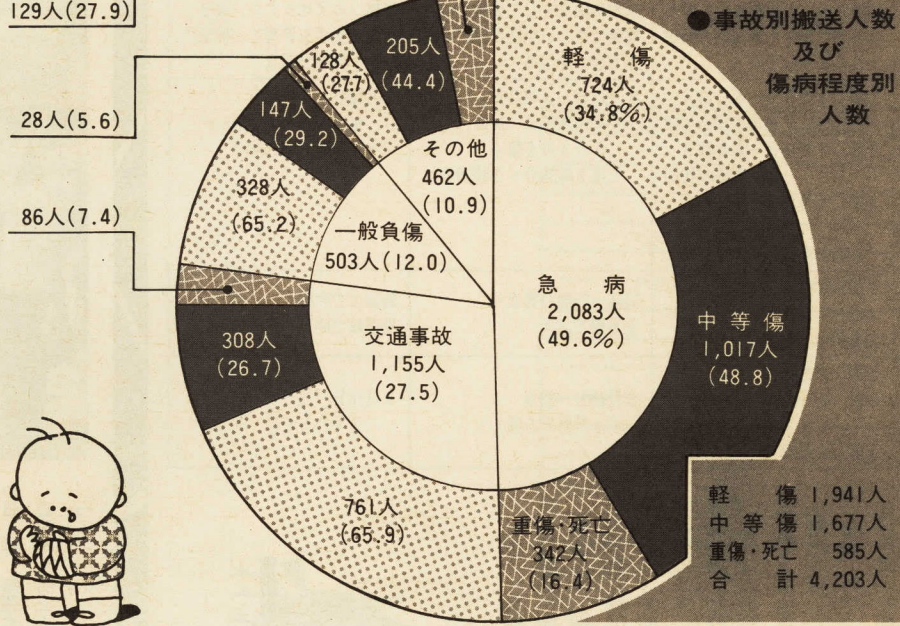
なくそう放置自転車

駅前みんなの広場
◎個人の放置が 大きな迷惑
◎通勤・通学のみなさんも 駅まで歩こう



昨年一年間に救急車が出動した回数は四千三百二十九回、病院へ運んだ人数は四千三百三人。毎日十一・八回出動し、

十一・五人を病院に運んだことになり、五十九年は、四千五百五十八回、四千十三人と、出動回数で五百四十九回と一四・五割、搬送人数では五百人と一三・五割も増えています。



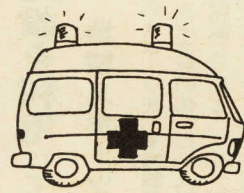
●事故別搬送人数及び傷病程度別人数
軽傷 1,941人
中等傷 1,677人
重傷・死亡 585人
合計 4,203人

出動し百九十人も多く運んだことになり、五年前の五十六年と比べると、出動回数で五百四十九回と一四・五割、搬送人数では五百人と一三・五割も増えています。

事故の発生は一年中平均してありますが、月別に見た一日の平均搬送人数は、四月が一日九・八人、三月が十一・〇人と比較的少なく、七月が十三・一人、十二月が十二・九人と多くなっています。出動後病院に収容するまでの時間は、約九五割が三十分以内で、九六割が市内の病院(隣接市町を含めると九九割)に収容されています。

●救急車は早く医師の手当を受けなければならぬ病人やケガ人を病院へ運び、尊い人命を救うことを目的としていますが、一部では安易に利用する方がいます。急を要する患者の要請に応じられなくなると大変です。救急車は正しく利用するようお願いいたします。

●救急手当法を覚えよう
大規模な災害時はもちろん



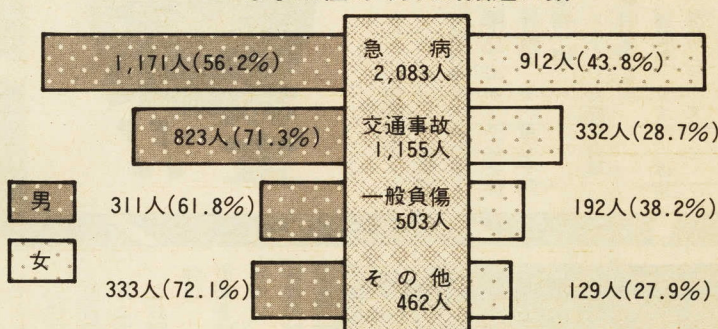
救急活動に正しい理解を

●救急手当法を覚えよう
大規模な災害時はもちろん

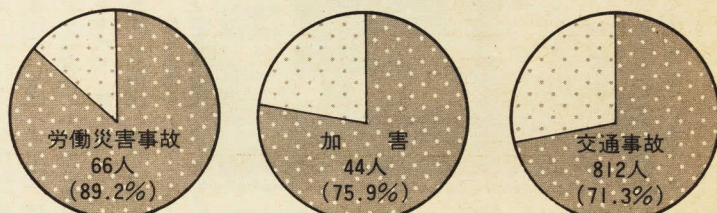
●病院への所要時間
所要時間 人数 比率
10分未満 917人 21.8%
10分~20分未満 2,255 53.7
20分~30分未満 810 19.3
30分以上 221 5.2

所要時間	人数	比率
10分未満	917人	21.8%
10分~20分未満	2,255	53.7
20分~30分未満	810	19.3
30分以上	221	5.2

●事故種別・男女別搬送人数



●男性の多い事故種別



身につけよう! とっさのときの応急手当

火事と救急は

《61年度犬の登録と狂犬病予防注射日程表》

月日	時間	会場	月日	時間	会場	月日	時間	会場	月日	時間	会場
4月7日	9:30~10:20	前羽福祉館	4月16日	9:30~11:30	国府津菅原神社	4月23日	9:30~10:30	富水西北公民館	5月8日	9:30~10:30	穴部公民館
7日	10:40~11:30	市営国府津プール西	16日	13:30~14:00	府川公民館	23日	10:50~11:30	中曾根公民館	8日	10:50~11:30	北之窪公民館
(月)	13:30~15:00	曾我支所	(水)	14:20~15:00	久所公民館	(水)	13:30~15:00	市農協本店前	(木)	13:30~15:00	栢山善栄寺西広場
4月8日	9:30~11:30	豊川支所	4月17日	9:30~11:30	矢作春光院観音堂	4月24日	9:30~11:30	西栢山公民館	5月9日	9:30~11:30	富水連絡所
(火)	13:30~14:20	多古公民館	17日	13:30~14:20	浜町抹香町観音堂	24日	13:30~14:30	小八幡神社	9日	13:30~14:30	桑原公民館
(火)	14:40~15:30	久野宮本公民館	(木)	14:40~15:30	浜町北條稲荷	(木)	14:50~15:30	田島津島神社	(金)	14:50~15:30	西大友公民館
4月11日	9:30~10:10	栄町緑公民館	4月18日	9:30~11:30	中町熊野神社	4月25日	9:30~11:30	千代公民館	5月12日	9:30~11:30	南鴨宮新田公民館
(金)	10:30~11:30	東町弘経寺	18日	13:30~14:20	橘支所	(金)	13:30~14:00	江之浦公民館	12日	13:30~14:00	小竹青年会会場
(金)	13:30~14:10	大窪農協(風祭)	(金)	14:40~15:30	下中老人憩の家	(金)	14:20~14:40	米神社	(月)	14:20~15:30	橘団地公民館
(金)	14:30~15:30	早川河原公園	4月21日	9:30~11:30	蓮正寺公民館	(金)	15:00~15:30	片浦農協石橋支所	5月13日	9:30~11:30	曾比公民館
4月14日	9:30~11:30	酒匂神社	4月22日	9:30~10:20	井細田八幡神社	5月6日	10:30~11:30	久野区民館	5月13日	13:30~15:30	酒匂支所
(月)	13:30~14:00	根府川公民館	4月22日	10:40~11:30	板橋児童公園	(火)	13:30~15:00	下曾我支所	5月15日	9:30~10:00	欠ノ上公民館
(月)	14:20~15:00	入生田長興山入口	(火)	13:30~15:00	早川観音堂前	5月7日	9:30~10:20	萩窪公民館	5月15日	10:20~10:40	諏訪原公民館
4月15日	9:30~10:20	寺町公民館	(火)	13:30~15:00	飯泉公民館	5月7日	10:40~11:30	小田原城址水の公園	(木)	11:00~11:10	和留沢小学校跡地
(火)	10:40~11:30	城山大稲荷神社				(水)	13:30~15:00	堀之内公民館	5月15日	13:30~15:30	小田原保健所
(火)	13:30~14:30	寿町本光寺									

●犬の登録と狂犬病予防注射
今年から年一回実施に
●対象 生後九十一日以上
の日程で、犬の登録と予防注射
を行います。近くの会場で
受けてください。
●料金
○注射料及び登録料 一頭四
千八百円(法律により毎年
登録)

犬の登録と狂犬病予防注射

●問い合わせ 図書館児童文化係 ☎1055157

●病気の理由で登録だけの
場合 一頭二千円

●申込方法 直接または電話
で社会課老人福祉係 ☎1864

危険なゴミに注意

●不燃ごみとして出された暖
房器具を収集車に積み込んだ
時に発火する事故がありまし
た。引火性の強い液体が流れ
出し、摩擦で発火したもので
す。不燃ごみの持ち出しには
次の点に注意してください。
○ストーブ類は灯油を完全に
抜いてください。
○スプレアの缶など爆発の恐
れのある物や引火性の強い
液体などは持ち出さないで
ください。

●森林を守ろう!!
山火事予防運動
「ちよつとまでその火は
ほんとに消えているか?」を
統一テーマとして、二月二十
八日から今月六日まで全国で
山火事予防運動が実施されて
います。
○容器に付いている油などは
よくふき取ってください。
○可燃ごみ
ごみの積込み中にビニール
袋の中の容器がつぶれ、中の
液体が飛び散り作業員の目に
入り負傷する事故がありまし
た。このような危険な物は、
火入れをする場合の許可手続
を定めています。この手続き
等については、農政課農林係
(☎1494)へお問い合わせ
ください。
●問い合わせ
清掃事業所 ☎7325
9892

植樹祭へのお誘い

県立西湘地区体育センターで郷土の木を植える植樹祭を開催します。苗木は簡単に植えられるので、子様連れでお気軽においでください。植付道具は用意してあります。

- 日時 3月19日(水) 午後1時40分~3時30分
小雨決行、雨天の場合
は20日に延期
- 場所 県立西湘地区
体育センター
- 問い合わせ
公園緑地課 ☎33-1583



	ちびっ子体操教室第1期	高齢者健康体操教室	婦人プエープリング体操教室
内容	体操を通じて基礎体力を高め、個人的段階から集団的行動がとれるようにする	余暇の活用として体操を行い、健康で楽しい生活が過ごせる体力作りを図る	体操、エアロビクス、食事、休息で生活を管理し、健康の保持・増進を図る
日程	1部 4月9日～6月11日 毎週水曜日10回 2部 4月10日～6月12日 毎週木曜日10回 3部 4月11日～6月13日 毎週金曜日10回 各部とも午後4時～5時	4月12日～6月21日 毎週土曜日 10回 5月3日を除く 午後1時30分～2時30分	4月10日～6月12日 毎週木曜日 10回 午前10時～11時30分
対象定員	1部～3部とも 4歳～小学校1年の男女児 先着順で30人ずつ	51歳～75歳の男女 先着順で30人	55歳までの婦人 先着順で60人
申込期間	1部 3月15日、16日 2部 3月20日～23日 (3月21日を除く) 3部 3月22日、23日	3月19日～23日 (3月21日を除く)	3月18日～23日 (3月21日を除く)



柔道・剣道の館員を募集

小・中学生から一般まで

スポーツ会館では次のとおり来年度の柔道、剣道の館員を募集します。

○定員 三十人(先着順)
○日程 毎週火・木曜日の午後八時～九時、毎週水・金曜日午後七時三十分～九時
○申込み 二月二十五日～三十日まで
○参加料 千五百五十円
○一般の部
○定員 四十人(先着順)
○日程 毎週火・木・金・土曜日、各日午後七時三十分～九時
○参加料 千五百五十円
○申込み 二月二十六日～三十日まで

市では、市民のスポーツ活動の場として、小中学校の体育施設を一般に開放して、日午後六時三十分～七時三十分、ご利用ください。

学校施設を利用しよう

地域スポーツの場に解放

○登録した団体が施設を利用するときは、校長の許可を得て利用します。
○登録の有効期間は年度の末日までです。
○登録した団体が施設を利用するときは、校長の許可を得て利用します。

生徒募集!!

スポーツ教室

スポーツ会館では表のとおり教室を開設します。申込みは、指定の期日に参加料を添えてスポーツ会館へ。午前九時から受け付けます。

参加料は、釣銭のいらぬようにご注意ください(原則として申込後は参加料は返しません)。なお、ちびっ子体操教室は印鑑が必要です。

◆参加料 465

第40回郡市対抗駅伝

小田原は第7位に

二月九日、第四十回郡市対抗駅伝競走大会が開催されました。コースは、市内中新田の県立西湘地区体育センター前から相模湖漕艇場までの九区間七十一・一キロで、今回から第五区(二・九キロ)が女性走者の区間となりました。

本市チームは、六区の伊藤登美雄選手が区間最高タイムを記録するなど健闘しました。結果は昨年と同じ七位でした。

上位の記録は次のとおり。
①川崎 3時間39分48秒
②横浜 3時間40分52秒
③秦野 3時間41分24秒

多古運動広場

4月に利用開始

市は、県から酒匂川流域下水道右岸処理用地の一部を借用し、四月下旬に運動広場として開放する予定です。

この広場には、多目的グラウンド(サッカー等)一面と簡易舗装テニスコート四面が整備されます。

所在地 扇町六一八一

テニスを楽しむ日

軟式も硬式も

市教育委員会では、軟式庭球協会と硬式テニス協会の協力により、四月から十一月までの第一日曜日を「テニスを楽しむ日」としてテニスコートを次のとおり一般開放します。

○軟式テニス協会
○硬式テニス協会

軟式庭球を楽しむ日

市教育委員会では、軟式庭球協会と硬式テニス協会の協力により、四月から十一月までの第一日曜日を「テニスを楽しむ日」としてテニスコートを次のとおり一般開放します。

○軟式テニス協会
○硬式テニス協会

城山庭球場



城山庭球場

○軟式テニス協会
○硬式テニス協会

市教育委員会では、軟式庭球協会と硬式テニス協会の協力により、四月から十一月までの第一日曜日を「テニスを楽しむ日」としてテニスコートを次のとおり一般開放します。

○軟式テニス協会
○硬式テニス協会

国府津SCが決勝に

二月十一日、高学年の部決勝に進んだ国府津SCは、伊勢山SC(横浜)に2-0で惜しくも敗れました。

市民スポーツ・レクリエーションの集い

行事名	内容	日時	会場	対象・人員	会費等	申込先	主催
ジョギングを楽しむ	走ることによって健康な体と明るい家庭を築く	毎日曜日 午前8時	市役所跡地	対象は一般市民	無料	会場に時間までに集合	小田原走ろう会
民謡の集い	民謡を初歩から指導し、参加者相互の親睦を図る	3月9日(日) 23日(日) 午後7～9時	小田原スポーツ会館	人員は制限なし	300円	会場に時間までに集合 木内康郎宅 ☎22-2743	小田原市民謡協会
レクリエーションの集い	ゲーム、ダンス、体操を通じてストレスの解消とシェイプアップを図る	3月19日(木) 午後7～9時	小田原スポーツ会館	人員は制限なし	無料	会場に時間までに集合 星野男宅 ☎22-9504	小田原レクリエーションクラブ
スクエアダンスを楽しむ	スクエアダンスの初心者講習(15回)	5月29日まで 毎木曜日 午後7～9時	小田原青少年会館	人員は制限なし	3,000円	市内栄町 3-20-10 武井良雄宅 ☎22-8506	小田原市スクエアダンス協会

塔ノ峰青少年の家 夏休み利用抽選会

塔ノ峰青少年の家の夏休み中の利用申込みは、今年も抽選によって決定します。お申し込みの抽選は、今年四月二十六日(土)午後一時から抽選会場で中央公民館第二会議室、その他必要なお知らせは、受付のときにお知らせします。

◆問い合わせ
社会教育課庶務係 ☎1721

に申し込んでください。なお、市内の中学生以下の団体を優先します。

◆受付期間 四月七日(月)～二十五日(金) 午前八時三十分～午後五時。ただし、土曜日は正午まで。

◆申込方法
電話で直接、社会教育課庶務係(☎1721)へ申し込みを

◆抽選日
四月二十六日(土) 午後一時から

◆抽選会場 中央公民館第二会議室。その他必要なお知らせは、受付のときにお知らせします。

◆問い合わせ
社会教育課庶務係 ☎1721

森林浴ラリー・草だんごを食べる・しいたけホダ木作り・農産物即売

いこいの森で...



でんがく焼きとバーベキューの利用も

いこいの森のバーベキューとでんがく焼きの施設を紹介いたします。利用はいつでも予約可能です。利用する日の二日前までに、いこいの森総合案内(☎3785)へ電話又は直接申し込んでください。

◆バーベキュー
○バーベキュー炉 二十四基 (二百四十人収容) ※このうち三基(六十人収容)は、雨天でも楽しめる「かやぶき屋根」付き。
○料金 五人分二万三千円
○利用期間と時間 三月二十九日～十一月二十一日 午前十時～午後四時

◆でんがく焼き
○かやぶき屋根付き炉 四基 (五十人収容) ※雨天でも楽しめます。
○料金 一セット(五本) 千円
○利用期間及び時間 三月二十九日～十一月二十一日 午前十時～午後四時

の森では春の行事が行われます。いろいろな楽しい催物がありますので、ご家族そろってお出掛けください。

◆森林浴ウォークラリー
○時間 午前十時～午後二時
○集合場所 総合案内前
○参加は自由で受付後スタートし、コース図により林間歩道や遊歩道を歩いていただきます。上位入賞者には粗品を贈呈します。
◆草だんごを食べる会
○時間 午前十一時～午後一時
○教材費 実費負担
○参加は自由
◆しいたけのホダ木作り
○時間 午後一時～午後二時
○教材費 実費負担
○参加は自由で、しいたけの原木にタネゴマを打ち込みます(ホダ木は持ち帰り)
◆農産物の即売会
○時間 午前十時～午後三時

尾崎一雄展記念講演

私小説や随筆に数々の名作を残した郷土の作家・故尾崎一雄氏の展覧会が神奈川近代文学館で開催されます。これを記念して地元の小田原で講演会を開催します。

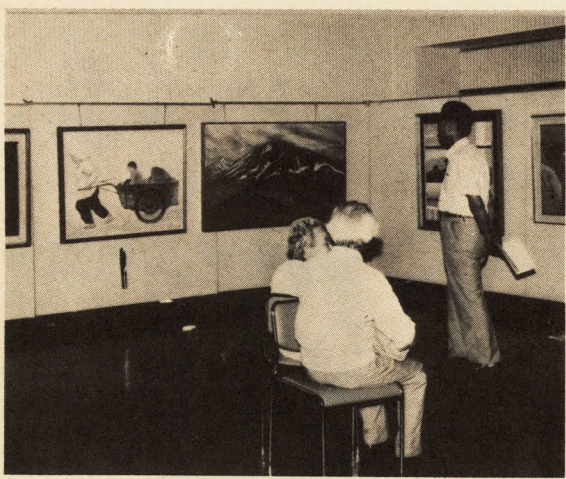
◆日時 三月十九日(水) 午後一時三十分
◆会場 中央公民館ホール
◆講演 「志賀直哉と尾崎一雄」 作家・阿川弘之さん
◆主催 神奈川近代文学館
◆共催 神奈川文学振興会 小田原

阿川弘之さんを講師に

市教育委員会 申込み 直接又は電話で社会教育課(☎1711)へ
◆定員 四百人(先着順)
◆尾崎一雄展
◆会期 三月二十八日(金)から五月五日(月)まで
◆会場 神奈川近代文学館(横浜・港の見える丘公園内)

市美術展覧会に応募を

前期の受付は4月19日に



力作の寄せられた昨年の市美術展覧会

市と教育委員会の主催で、のとおりに開催します。たつき第三十九回市美術展覧会を次の力作をお寄せください。

◆日程
○前期(絵画・彫塑) 四月二十三日～二十七日
○後期(工芸・書道・写真) 五月七日～十一日
時間 前期・後期とも 午前九時～午後六時

◆会場 中央公民館ホールほか

◆応募要領
○種目
○前期 日本画、洋画、版画、彫塑(立体造形を含む)
○後期 工芸(ガラス、金工、刺しゅう、漆芸、七宝、染織、竹工、陶芸、人形、木工その他の工芸作品)、書道(漢字、かな、墨象作品、文字性作品、刻字)、写

資格

市内在住者(小中学生を除く)
◆出品点数 作品は、公募作品と招待作品に分け、公募・招待とも一人一点とします。
◆出品料 作品は、自作で、市内未発表のものに限ります。
◆出品手数料 無料
◆作品の大きさ
○絵画 横の場合百号以内、縦は百二十号以内。軸装は受け付けません。
○彫塑 横幅一・五号以内、高さ二・五号以内、奥行き一・五号以内
○工芸 大きさは制限しませんが、ただし、組物(セット物)は一点とみなします。
○書道 仕上寸法横一・八二号、縦一・一五号以内。枠張りまたは軸本表装仕立

賞格

市内在住者(小中学生を除く)
◆賞格
○写真 (白黒及びカラー) リント。全倍までのパネル張り(ドライマウント可)。ガラス入りの額は不可。組写真は五枚以内にとり、お申し込み時
○前 期 四月二十二日
○後 期 五月二日(金) 午後二時～七時
○入選発表 入選者は次のとおり発表します。

第15回公民館大会

第十五回の市公民館大会が、二月八日、中央公民館ホールで開催されました。この大会は、公民館についての認識を広め、活動の活性化を図るために、市教育委員会と市公民館連絡協議会の共同で毎年開かれているもので、今回は三百人を超える参加者

モデル研究発表や表彰を

また、表彰式の後、二年間にわたって、公民館の在り方等について研究してきたモデル公民館四館から研究成果を発表されました。

◆優良公民館(敬称略)
松原公民館、中曽根公民館、飯泉公民館、高田公民館、町屋公民館
◆優良役員(館名)
千賀一男(青美)、太田忠雄(山王)、渡辺孝男(二十三

15日から貸出登録を受付 図書と視聴覚資料

図書館・視聴覚ライブラリー

図書館では、図書と視聴覚資料の館外貸出しを行っています。貸出料は無料です。貸出料は、これを利用する際には「貸出券」が必要で、三月十五日から受け付けるのでお知らせします。

◆貸出券発行案内状を図書館から保証人に送付
◆貸出券を返却する際には、保証人から案内状を受け取ってください。
◆案内状と貸出券を交換
三階カウンターに案内状を提出してください。
◆中学二年生以下
保護者が署名・押印した保証書を提出してください。その場で貸出券を発行します。
保証書の用紙は児童室カウンターにあります。

◆視聴覚資料
スライド、レコード、十六ミリフィルム、録音教材、機材等の視聴覚資料を利用する方は、別に視聴覚資料の貸出券が必要です。
個人で利用する場合は保証書を、団体で利用する場合は申込書を、一階視聴覚ライブラリーに提出してください。
ただし、十六ミリのフィルムと映写機は団体だけに貸し出します。
なお、図書、視聴覚資料とも保証書・申込書の用紙は電話で請求できます。提出は郵送でも受け付けます。
◆申込み及び問い合わせ
小田原市立図書館(〒250 小田原市城内七-1) ☎1055157

◆図書
○中学三年生以上の方
①保証書を提出
保証人の署名・押印が必要。用紙は受付と三階カウンターにあります。

◆特別整理期等
図書館では、資料の照合と書の虫干し、汚損損図書等の修繕など資料総点検を行うため、次のとおり休館します。
◆休館期間
○四月七日(月) 定期休館
○四月八日(火) 二十一日(日) 特別整理休館
○四月二十一日(月) 定期休館

図書館では、図書と視聴覚資料の館外貸出しを行っています。貸出料は無料です。貸出料は、これを利用する際には「貸出券」が必要で、三月十五日から受け付けるのでお知らせします。

◆貸出券発行案内状を図書館から保証人に送付
◆貸出券を返却する際には、保証人から案内状を受け取ってください。
◆案内状と貸出券を交換
三階カウンターに案内状を提出してください。
◆中学二年生以下
保護者が署名・押印した保証書を提出してください。その場で貸出券を発行します。
保証書の用紙は児童室カウンターにあります。

◆視聴覚資料
スライド、レコード、十六ミリフィルム、録音教材、機材等の視聴覚資料を利用する方は、別に視聴覚資料の貸出券が必要です。
個人で利用する場合は保証書を、団体で利用する場合は申込書を、一階視聴覚ライブラリーに提出してください。
ただし、十六ミリのフィルムと映写機は団体だけに貸し出します。
なお、図書、視聴覚資料とも保証書・申込書の用紙は電話で請求できます。提出は郵送でも受け付けます。
◆申込み及び問い合わせ
小田原市立図書館(〒250 小田原市城内七-1) ☎1055157



3階カウンター

行政改革の方針(全文)

行政改革については本紙一面からお読みください

改善の方策

面からの続き

○市立病院助産料等▽下水道使用料▽水道料金▽交通災害共済掛金等
○手数料で所要経費に対し低額であるもの
○ゴミ清掃手数料(事業系一般廃棄物について改定)
○尿清掃手数料等
○その他
○久野園使用料(新規造成予定地について改定)▽市営住宅使用料(改築中の柳町住宅の家賃設定にあわせて改定予定)
○中・長期的に取り組み事項
○行政サービスの受益と負担についての基本原則を確立する
○保育所保育料について、国の徴収基準に対する保護者負担と市負担の負担割合の再見直しを行う
○下水道事業の企業会計化を図る前提として、下水道使用料について、雨水公費、汚水私費の負担原則に基づき、段階的な改定を実施する

行政サービスの適正化

適正化

(2) 補助金交付の適正化

補助金の交付に当たっては、本市の補助金交付基準を遵守し、常に前向きな見直しを行い、既得権を抑制するとともに、社会経済情勢の変化に対応してスクラップアンドビルドを推進し、公正かつ効率的な補助金の運用に努める

(3) 外部委託の推進

事務の効率化、経済的効果、専門的知識・技術の活用、市民ニーズへのきめ細かな対応等を期待できる分野においては、行政責任と行政サービスの水準を堅持することを基本として、事務事業の外部委託の推進に努める

(4) OA機器導入の推進

市民ニーズの複雑かつ多様な高度情報化社会への進展等社会情勢の変化による行政内容の高度化に対応するため、費用対効果を十分検討した上で、新設する場合には、既存の機構を改修し、全体として機構の増大を防ぐという方式をこと呼ぶべきである。この方式は用語は、組織しなればならない。そこで機構

(5) 受益と負担の適正化

行政サービスの性質や目的の適正化に資するものとして、受益者負担を代表する使用料・手数料については、負担の公平性の観点から定期的に見直しを実施し、適時適切な改定を行う

(6) 職員の資質向上

少数精鋭主義を基本に職員研修制度(必修・シカク)を導入し、職員の資質向上能力開発を図り、事務の効率化や市民サービスの向上に努力してきたが、更にその充実を図る

(7) 民間活力の導入

社会経済の進展により、多様化・高度化している行政需要に機動的・多面的に対応するために、民間社会福祉施設を積極的に導入する

(8) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(9) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(10) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(11) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(12) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(13) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(14) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(15) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(16) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(17) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(18) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(19) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(20) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(21) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(22) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(23) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(24) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(25) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(26) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(27) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(28) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

(29) 市民参加の導入

市民一人ひとりの意見を聴き取り、行政に反映させるため、地域別・年齢別に課題を設定し、市長と話し合う会を実施する

正化に努めてきたが、更に次のような職員数の適正化に努力する

- 当面の主な措置事項
○事務のOA化と民間委託を推進し、職員数の削減に努める
- 普通退職者の後補充については、原則として職員の配置転換等によって対処し、補充は極力抑制する
- 中間管理職の職務等を明確にし、管理意識を高め、能率的な事務処理体制を確立する
- 中・長期的に取り組み事項
○今後の行政需要の動向等を勘案しつつ、事務事業の見直しを恒常的に行い、事務のOA化、民間委託等事務改革を進め、職員数の削減に努めて少数精鋭主義の徹底を図る
- 定期制度の施行により退職者の確保が可能なものであるが、職員の年齢構成を勘案しつつ採用計画を策定し、職員数の抑制に努める

給与と職員定数の適正化

- 高給職員の昇給を延伸する
- 特殊勤務手当については、自動車運転手当の見直しを行う。また、その他についても適時見直しを行う
- 退職手当については、現在適正化に向けては正中であるが、現計画との整合性を図りつつ、再度見直しを検討する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

職員定数の適正化

- 中・長期的に取り組み事項
○給与制度及び運用の適正化については、今後とも国、他都市の動向を踏まえ、鋭意努力する

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める
- 女性の社会参加を推進するため、民間地域活動の活性化を図る

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

市民参加の導入

- 中・長期的に取り組み事項
○ボランティア活動の拡充を図るため、活動団体の育成と組織の強化に努める

けんこう診査

〔3か月児・3歳児健康診査〕

【持参する物】 母子健康手帳と別冊。別冊の診査票に必要事項を記入してください。なお、3歳児健診のとき尿検査を行います。【担当】 保健所保健予防課 ☎23135

月日	受付時間・会場	対象児
3月20日(木)	午後1時~2時 保健所2階 乳児室	60年11月16日~23日生まれ
3月27日(木)		60年11月24日~30日生まれ
4月3日(木)	同 上	60年12月1日~9日生まれ
4月10日(木)		60年12月10日~15日生まれ 60年11月生まれの未受診児
3月18日(火)	同 上	58年2月21日~28日生まれ
4月1日(火)		58年3月1日~10日生まれ
4月8日(火)		58年3月11日~20日生まれ 58年2月生まれの未受診児

〔7か月児健康診査〕

【持参する物】 母子健康手帳 【担当】 指導係 ☎1831

月日	受付時間・会場	対象児
3月6日(木)	午前9時30分 ~10時30分	60年7月16日~23日生まれ
3月10日(月)		60年7月24日~31日生まれ
4月3日(木)	市役所7階 男子休憩室	60年8月1日~9日生まれ
4月7日(月)		60年8月10日~15日生まれ 60年7月生まれの未受診児
4月10日(木)	同 上	60年8月16日~23日生まれ
4月14日(月)		60年8月24日~31日生まれ

〔1歳6か月児健康診査〕

【持参する物】 母子健康手帳と別冊 【担当】 指導係 ☎1831

月日	受付時間・会場	対象児
3月4日(火)	午後1時20分 ~2時20分	59年8月1日~9日生まれ
3月7日(金)		59年8月10日~15日生まれ 59年7月生まれの未受診児
3月11日(火)	衛生会館 (商工会議所奥)	59年8月16日~23日生まれ
3月14日(金)		59年8月24日~31日生まれ
4月8日(火)	*ただし、3月4日(火)のみ市役所6階第601会議室で実施	59年9月1日~9日生まれ
4月9日(水)		59年9月10日~15日生まれ 59年8月生まれの未受診児
3月18日(火)	午後1時30分 ~2時30分	59年7月1日~20日生まれ
3月25日(火)		59年7月21日~8月10日生まれ
3月28日(金)		59年8月11日~31日生まれ 59年7月8日生まれの未受診児

16日 佐野元春と渡辺美里ビ
デオコンサート(榊新
堂・対象一般無料(午後
2時~4時30分))

15日 小田原市ボランティア
連絡協議会懇親会・ボラ
ンティア連絡協議会・対
象関係者(午後6時30分
~8時30分)

15日 小田原ライオンズクラ
ブチャリティイベント・
小田原ライオンズクラブ
対象一般無料(午前11時
~午後3時)

12日 昭和60年度小田原・湯
河原衛生学園同窓会・
対象関係者(午後1時
~4時)

10日 特別交通安全講習
会・小田原交通安全協会
対象関係者(午後6時
~7時30分)

健康コーナー

検査・献血

子宮ガン 電話申込制
対象・定員 30歳以上の方
午前・午後各100人
▽日時
会場 4月13日(日)午前11時
寺公民館 午後11時
▽受付 午前10時から10時30分
午後1時から1時30分
▽受診料 400円
▽担当 予防係 ☎1838

子宮ガン施設検査
▽場所
「老人保健法健康診査(子宮
ガン検査)取扱機関」と標
示した市内の医療機関
▽申込方法 電話で申込を
「子宮ガン検査のお知らせ(昭和61
年度分受診券)」のはがきを
郵送します。▽受診方法は
がきと保険証を持ち直接医療
機関へ。老人保健制度に該
当する方は医療受給者証も持
参。▽受診料 1000円(一
部受診者負担金)▽担当
予防係 ☎1838

献血
▽日時・会場 3月
24日(月)小田原駅前(小田原業
界会) 27日(木)市農協下中
支店(日赤奉仕団下中支)
各日午前10時~正午 午後1
時~3時
▽担当 予防係 ☎
1838

母子健康手帳、健康保険証、
印鑑。▽問診票は医療機関の
窓口にあります。▽注意
① 掛ける前に体温を計っておい
てください。② 接種を受ける
子どもの健康状態が分かる人
が同伴してください。
▽担当 予防係 ☎1838
3種混合(百日せき・ジフ
テリア・破傷風)▽対象
1期11歳~4歳未満児(3
~8週間隔で健康状態が良い
ときに3回接種)2期11歳
6か月未満児(1期の3回目
が完了して1年以上経過して
いる幼児)▽日時・会場
3月25日(火)酒匂公民館 26日
(水)尊徳記念館 27日(木)市役所
大会議室(7階) 各日午後
1時30分~2時30分
▽持参する物 母子健康手帳、印鑑
▽担当 予防係 ☎1838

子どもの歯の相談日
▽対
象 3歳未満の幼児
▽日時
会場 3月6日(木)20日(木)午前
9時~10時30分 保健所歯科
室
▽内容 歯の検査・保健
指導
▽持参する物 母子健
康手帳・子どもの歯ブラシ
▽担当 保健所保健予防課 ☎
23135

離乳食講習会
▽対象 離
乳初期の乳児の母親
▽日時
会場 3月13日(木)27日(木)午後
2時30分~3時30分 保健所
栄養指導室
▽持参する物 保
母子健康手帳
▽担当 保健
所保健予防課 ☎23135

ビバー号の幼児歯科検診
▽対象 4歳未満の乳幼児
▽日時・会場 3月26日(水)下中
小学校
▽受付時間 午前10
時~11時 午後1時~2時
▽持参する物 母子健康手帳
ただし、会社等人間ドッ
クなどの保健サービスを受け
ることが出来る方は除きます。
*実施場所 昭和61年3月31
日(月)まで
市は小田原医師会の協力によ
り、老人保健法に基づく健康
診査を行っています。

成人病予防に
健康診査を

この健康診査は一般診査
訪問診査と精密診査があり、
精密診査は一般診査の結果
必要な場合行います。
▽対象 40歳以上の方
ただし、会社等人間ドッ
クなどの保健サービスを受け
ることが出来る方は除きます。
*実施場所 昭和61年3月31
日(月)まで
市は小田原医師会の協力によ
り、老人保健法に基づく健康
診査を行っています。

27日 28日 29日 第16回
真書展・徳真書道会・対
象一般無料(午前9時
~午後6時)

4月 第2回ながわ学生音
楽コンクール湘南地区予
選(榊新堂新聞社・対
象一般無料(午前10時
~午後7時))

5日 株式会社神静民報社
周年記念(榊新堂新聞社
対象関係者(午後1時
~4時))

3月 第15回清和会美蓉
支部書展・清和会(午前
9時~午後6時)

27日 28日 29日 第16回
真書展・徳真書道会(午
前9時~午後6時)

22日 23日 第15回清和会美蓉
支部書展・清和会(午前
9時~午後6時)

20日 サーフイン映画・ウェ
ーブハウスサンシャイン
対象一般無料(午後7時
~8時45分)

22日 23日 カワイ音楽教室発
表会・カワイ音楽教室湘
南事務所・対象一般無料
(22日一回目午後3時
~5時二回目午後5時30分
~7時30分23日一回目午
前10時~正午二回目午後
零時30分~2時30分三回
目午後3時~5時四回目
午後5時30分~7時30分)
小原流小田原支部・対象関
係者(午前9時~午後5
時30分)

予防接種の接種間隔表

先に接種するワクチン	後から接種するワクチン	間隔
生ワクチン (ポリオ、麻疹、風)	生ワクチン	1か月以上
生ワクチン	不活化ワクチン	1週間以上
不活化ワクチン	不活化ワクチン	1週間以上

麻しん(ハシカ) 対象
生後12月~72月の幼児(望ま
しいのは2歳前後)▽接種会
場 市の指定する医療機関
(健康カレンダー参照)▽接
種料金 無料▽持参する物
135

《講習会・相談日》
歯と栄養の教室
▽対象
12か月児の母親
▽日時・会
場 4月7日(月)午後1時30分
~3時30分 保健所講堂
▽担
当 保健所保健予防課 ☎23
135

《大ホール》
3月 演劇鑑賞・足柄高等学
校・対象生徒(午前9時
~11時)
16日 下津圭子チャリティイ
ンターナル・下津圭子音
楽事務所・対象一般有料
(午後2時30分~4時30
分)

22日 小田原高校城内高校管
弦楽合同演奏会・小田原
高等学校管弦楽部城内高
等学校管弦楽部共催・対象
一般無料(午後5時30分
~7時30分)
親子まんが映画・キン

25日 映画会(アニメーション)
つねキネマロードサー
ビス・対象一般有料(一
回目午前10時~11時35分
二回目正午~午後1時35
分三回目午後2時~3時
35分)

26日 第30回記念ばくのわた
しの音楽会・コイノニ
ア・対象一般無料(午後
1時30分~8時30分)
表会・(榊大村楽器)対象
一般無料(午前9時30分
~午後6時)

29日 特別交通安全講習
会・小田原交通安全協会
対象関係者(午後6時
~7時30分)

20日 サーフイン映画・ウェ
ーブハウスサンシャイン
対象一般有料(午後7時
~8時45分)

22日 23日 カワイ音楽教室発
表会・カワイ音楽教室湘
南事務所・対象一般無料
(22日一回目午後3時
~5時二回目午後5時30分
~7時30分23日一回目午
前10時~正午二回目午後
零時30分~2時30分三回
目午後3時~5時四回目
午後5時30分~7時30分)
小原流小田原支部・対象関
係者(午前9時~午後5
時30分)

25日 小田原ライオンズクラ
ブチャリティイベント・
小田原ライオンズクラブ
対象一般無料(午前11時
~午後3時)

15日 小田原市ボランティア
連絡協議会懇親会・ボラ
ンティア連絡協議会・対
象関係者(午後6時30分
~8時30分)

16日 佐野元春と渡辺美里ビ
デオコンサート(榊新
堂・対象一般無料(午後
2時~4時30分))

休日急患診療所
調剤薬局の案内

内科・小児科 3月2日、
9日、16日、21日、23日、30日
受付時間 午前9時~11時
30分 午後1時~3時30分
休日急患診療所(☎
234600)へお問い合わせ
を。

休日・夜間の急
患診療について

休日や夜間に急病になっ
たら、まずかかりつけの医
生へ
◆かかりつけの医師がない
方や医師に差し支えがあっ
て受診できないときは消防
署(☎1251)へ
◆休日・夜間の内科系と
外科系の診療を行います。
◆受診する方は必ず保険証
をお持ちください。
◆休日・夜間診療の担当病
院は「健康カレンダー」を
ご覧ください。市立病院で
は従来どおり当直医の診療
科と脳外科(意識のない頭
部打撲と65歳未満の脳卒中)
を取り扱います。

図書館分館と配本所 利用のご案内

今月は次の日程で図書貸出しを行います。詳細は、各分館の職員、配本所の図書委員にお尋ねください。

分館名	開館時間	期間	冊数
下府中(婦人会)	毎週土曜13時~16時	7日	1人1回2冊まで
上府中(母親クラブ)	毎週土曜11時30分~14時30分	7日	
曾我井	毎週金曜9時~16時30分(祝日を除く)	10日	日
豊川			
下曾我	ただし、土曜日の午後、日曜日・祝日は休館となります。	10日	日
酒匂			
片浦	今日の貸出し日時	9時30分~11時	10日
橋			
配本所	今月の貸出し日時	9時30分~11時	10日
穴部公民館	毎週日曜日	10時~11時	10日
新宿公民館	2日・15日	13時~14時30分	10日
網一色公民館	9日	10時~11時	10日
今井公民館	21日	10時~10時30分	10日
橘園地公民館	9日・23日	14時~15時	10日
堂生	8日・22日	14時~15時30分	10日
堂北公民館	8日	14時~15時	10日
中曾根公民館	1日・16日	19時~20時	10日
飯泉公民館	毎週月曜日	16時~17時	10日
やよい文庫	毎週水曜日	14時~16時30分	10日
中村原住宅	14日・28日	15時~17時	10日
春木団地	15日	14時~16時	10日
月曜文庫	毎週月曜日	15時30分~17時	10日
このとり文庫	毎週水曜日	14時~16時	10日
曾比文庫	毎週月・木曜日	15時30分~17時	10日
新田公民館	15日	14時~16時30分	10日
なかざと文庫	15日	14時~16時30分	10日
てこぼこの家	毎週金曜日	14時~15時	10日
風の子文庫	毎週土・日曜日	9時~17時(土曜13時~)	10日
前羽・福祉館	毎日(土曜の午後・祝日・月曜日を除く)	9時~17時	10日
国府津公民館	毎日(土曜の午後・祝日・月曜日を除く)	9時~17時	10日

眼科の休日救急

県では県医師会と協力し
て在宅当番医制で眼科救急
患者に対応することになり
ました。
診療日時 休日の午前9時
~午後5時